

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和5年度地方財政計画、地方税法等改正案及び地方交付税法等改正案をめぐる国会論議
著者 / 所属	佐藤 研資 / 企画調整室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	460号
刊行日	2023-9-28
頁	3-19
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20230928.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

令和5年度地方財政計画、地方税法等改正案 及び地方交付税法等改正案をめぐる国会論議

佐藤 研資

(企画調整室)

1. はじめに
2. 地方財政計画、地方税法等改正案及び地方交付税法等改正案の概要
 - (1) 令和5年度地方財政計画
 - (2) 地方税法等の一部を改正する法律案
 - (3) 地方交付税法等の一部を改正する法律案
3. 主な国会論議
 - (1) 地方財政全般、地方交付税をめぐる議論
 - (2) 地方税をめぐる議論
4. 委員会決議
5. おわりに

1. はじめに

毎年、通常国会においては、政府から次年度の地方財政計画¹、地方税法等改正案及び地方交付税法等改正案（いずれも予算関連法案）が提出される。例年、地方税法等改正案は日切れ法案、地方交付税法等改正案は日切れ扱いの法案として取り扱われ²、2月から3月にかけて衆参の総務委員会で審議され、近年は両法案とも年度内に成立している。（令和5年度改正の経過については図表1参照）。

本稿では、第211回国会における地方財政計画及び両法案に係る主な論議を紹介する³。

¹ 正式名は、令和5年度の場合、「地方交付税法第七条の規定に基づく令和五年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書」。国会で審議されるが、議決対象ではない。

² 日切れ法案に明確な定義はないが、特定の日（多くは年度末）までに成立しないと法律の失効等により国民生活や国政に重大な影響が生じるとされる法案、「日切れ扱い」は厳密には日切れ法案とは言えないが、特定の日までの成立が望ましいと政治的に判断される法案。なお、地方交付税法改正案は年度内に成立しないことも少なくなかった。（石原信雄回顧談編纂委員会編集「石原信雄回顧談 一官僚の矜持と苦節」（ぎょうせい、平成30年）第2巻 214～216頁）

³ 以下、質疑・答弁は会議録から要約等したものである。

図表 1 令和5年度地方財政計画及び地方税法・地方交付税法等改正に係る経過

令和4年	
12月16日	与党（自由民主党・公明党）税制改正大綱決定
12月21日	地方財政対策について総務・財務両大臣合意
12月23日	令和5年度予算（概算）、政府税制改正大綱閣議決定
令和5年	
1月23日	令和5年度予算国会提出
2月7日	令和5年度地方財政計画、地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第8号）、地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第9号）国会提出
2月28日	衆議院予算委員会で予算可決、総務委員会で2法案可決、いずれも本会議で可決
3月28日	参議院予算委員会で予算可決、総務委員会で2法案可決、いずれも本会議で可決・成立

（出所）筆者作成

2. 地方財政計画、地方税法等改正案及び地方交付税法等改正案の概要

（1）令和5年度地方財政計画

地方財政計画は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第7条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、政府が国会に提出するとともに、一般に公表するものである。地方財政計画の役割としては、①地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方財源を保障、②国家財政・国民経済等との整合性の確保、③地方団体の毎年度の財政運営の指針、が挙げられている⁴。令和5年度地方財政計画の主なポイントは以下のとおりである⁵。（図表2）

ア 通常収支分

歳出・歳入規模は92兆350億円（対前年度比1兆4,432億円増）となり、一般財源総額は交付団体ベースで62兆1,635億円（同1,500億円増）、うち地方交付税は18兆3,611億円（同3,073億円増）を確保した。臨時財政対策債の発行は9,946億円（同7,859億円減）に抑制し、交付税特別会計借入金の償還の前倒し及び地方交付税の国税減額補正精算の前倒しを行った。

歳出については、以下のように見込まれている。

- ・給与関係経費は、人事委員会勧告を反映させるとともに、退職手当について地方公務員定年引上げを踏まえ、令和5・6年度の所要額を平準化して見込んだこと等により総額19兆9,053億円（対前年度591億円減）
- ・一般行政経費は社会保障関係費の増加等により総額42兆841億円（同6,408億円増）となり、このうち地域デジタル社会推進費は2,500億円（前年度に対しマイナンバーカード利活用特別分500億円を増額）。また、自治体施設の光熱費高騰対応として700億円を増額

⁴ 「地方財政計画の役割」（総務省）〈https://www.soumu.go.jp/main_content/000874387.pdf〉（令5.9.1 最終アクセス。以下同じ）

⁵ 令和5年度地方財政計画に先立ち、総務・財務両大臣で合意した同年度地方財政対策については、野内修太「令和5年度地方財政対策の概要と主な論点」『立法と調査』No.453（令5.2.8）参照。

- ・公債費は11兆2,614億円（対前年度1,645億円減）
- ・投資的経費はほぼ前年度並みの総額11兆9,731億円となり、このうち地方単独事業において、地域の脱炭素化の推進のため新たに脱炭素化推進事業費（1,000億円）を計上

イ 東日本大震災分⁶

復旧・復興事業の規模を2,647億円とし、復旧・復興事業に係る地方負担分等を措置する震災復興特別交付税について935億円（対前年度比134億円減）を確保した（予算額は年度調整分281億円を除いた654億円となる）。

なお、震災復興特別交付税の平成23年度から令和5年度分の予算額の累計額（不用額を除く）は5兆7,000億円となる。

図表2 令和5年度地方財政計画のポイント

<p>1. 通常収支分</p> <p>(1) 一般財源総額の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を0.2兆円上回る62.2兆円を確保 ・地方交付税総額について、前年度を0.3兆円上回る18.4兆円を確保するとともに、臨時財政対策債の発行を前年度から0.8兆円抑制 <p>一般財源総額（水準超経費除き）62.2兆円（前年度比+0.2兆円、前年度62.0兆円）</p> <p>※水準超経費を含めた一般財源総額は65.1兆円（同+1.2兆円、同63.9兆円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税・地方譲与税 45.5兆円（前年度比+1.6兆円、前年度43.8兆円） ・地方特例交付金等 0.2兆円（同 ▲0.0兆円、同 0.2兆円） ・地方交付税 18.4兆円（同 +0.3兆円、同 18.1兆円） ・臨時財政対策債 1.0兆円（同 ▲0.8兆円、同 1.8兆円） <p>（注）端数処理のため合計が一致しない場合がある</p> <p>(2) 臨時財政対策債の抑制等地方財政の健全化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時財政対策債の発行を対前年度比▲0.8兆円と抑制（4年度1.8兆円→5年度1.0兆円） ・年度末残高見込みは2.9兆円縮減（4年度52.0兆円→5年度49.1兆円） ・交付税特会借入金を償還計画額を上回る1.3兆円償還し（0.5兆円→1.3兆円）、残高を縮減（4年度29.6兆円→5年度28.3兆円） ・交付税の国税減額補正精算を前倒し（0.3兆円→0.8兆円） <p>(3) 主な歳出項目</p> <p>① 地域のデジタル化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「デジタル田園都市国家構想基本方針」等を踏まえ、「地域デジタル社会推進費」について事業期間を延長（令和5年度～令和7年度）するとともに、マイナンバーカード利活用特別分として500億円増額（令和5年度・令和6年度） ※「まち・ひと・しごと創生事業費」を「地方創生推進費」に名称変更した上で、これと地域デジタル社会推進費を内訳として、「デジタル田園都市国家構想事業費」（1.25兆円）を創設 <p>② 地域の脱炭素化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方団体が、地域脱炭素の取組を計画的に実施できるよう、新たに「脱炭素化推進事業費」（1,000億円）を計上し、脱炭素化推進事業債を創設するとともに、公営企業についても地方財政措置を拡充 <p>③ 自治体の施設の光熱費高騰への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体の施設の光熱費の高騰を踏まえ、一般行政経費（単独）を700億円増額 <p>2. 東日本大震災分</p> <p>○震災復興特別交付税の確保</p> <p>東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として震災復興特別交付税0.1兆円（前年度比▲0.0兆円）を確保</p>

（出所）総務省資料を一部加工

⁶ 東日本大震災の被災団体が復旧・復興事業に着実に取り組めるようにするとともに、被災団体以外の地方団体の財政運営に影響が及ぶことがないようにするため、平成24年度から通常収支とは別枠で整理されている。

(図表2 続き)

歳入歳出の概要

通常収支分

(単位：兆円、%)

区 分		5 年度 A	4 年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳 入	地方税	42.9	41.2	1.6	4.0
	地方譲与税	2.6	2.6	0.0	0.1
	地方特例交付金等	0.2	0.2	▲0.0	▲4.3
	地方交付税	18.4	18.1	0.3	1.7
	国庫支出金	15.0	14.9	0.1	0.8
	地方債	6.8	7.6	▲0.8	▲10.4
	臨時財政対策債	1.0	1.8	▲0.8	▲44.1
	臨時財政対策債以外	5.8	5.8	▲0.0	▲0.1
	使用料及び手数料	1.6	1.6	▲0.0	▲0.5
	雑収入	4.6	4.4	0.1	3.2
	その他	0.0	0.0	0.0	▲122.1
計		92.0	90.6	1.4	1.6
一般財源		65.1	63.9	1.2	1.9
(水準超経費を除く交付団体ベース)		62.2	62.0	0.2	0.2
歳 出	給与関係経費	19.9	20.0	▲0.1	▲0.3
	退職手当以外	18.8	18.5	0.2	1.3
	退職手当	1.1	1.4	▲0.3	▲21.1
	一般行政経費	42.1	41.4	0.6	1.5
	うち 補助	24.0	23.5	0.5	2.2
	うち 単独	15.0	14.9	0.1	0.7
	うち デジタル田園都市国家構想事業費	1.25	1.2	0.05	4.2
	地方創生推進費	1.0	1.0	0.0	0.0
	地域デジタル社会推進費	0.25	0.2	0.05	25.0
	うち 地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
	公債費	11.3	11.4	▲0.2	▲1.4
	維持補修費	1.5	1.5	0.0	1.9
	うち 緊急浚渫推進事業費	0.1	0.1	0.0	0.0
	投資的経費	12.0	12.0	▲0.0	▲0.0
	直轄・補助	5.7	5.7	▲0.0	▲0.1
	単独	6.3	6.3	0.0	0.0
	うち 緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち 公共施設等適正管理推進事業費	0.5	0.6	▲0.1	▲17.2
	うち 緊急自然災害防止対策事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
	うち 脱炭素化推進事業費	0.1	—	0.1	皆増
	公営企業繰出金	2.4	2.4	▲0.0	▲1.5
水準超経費	2.9	1.9	1.0	56.2	
計		92.0	90.6	1.4	1.6

※表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

※デジタル田園都市国家構想事業費の令和4年度の額は、令和4年度地方財政計画の歳出に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」(1.0兆円)及び「地域デジタル社会推進費」(0.2兆円)の合計額である。

※地方創生推進費の令和4年度の額は、令和4年度地方財政計画の歳出に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」(1.0兆円)の額である。

(出所) 総務省資料

(2) 地方税法等の一部を改正する法律案

本法律案は、令和4年12月の与党税制改正大綱及び政府税制改正大綱を受けて、所要の制度改正を行うものであり、その主な内容は、(1)車体課税の改正（自動車税及び軽自動車税の環境性能割について、現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置く一方、令和6年1月から同7年度に税率区分を段階的に引き上げる等）、(2)納税環境の整備に関する改正（ふるさと納税について2年前の基準不適合等にまで遡って取消事由とすることを可能とする等）、(3)税負担軽減措置等の整理合理化、(4)航空機燃料譲与税の改正（譲与割合の特例措置の見直しを行う）等である。（図表3）

図表3 地方税法等の一部を改正する法律案の概要

<p>1. 車体課税</p> <p>◎環境性能割の税率区分の見直し〔①令和6年1月1日施行、②令和7年4月1日施行〕</p> <p>○新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として、現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置く。</p> <p>○2035年電動車100%（乗用車新車販売）とする政府目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、各税率区分における燃費基準達成度を3年間で段階的に引き上げる。</p> <p>※ 令和5年4月～令和5年12月末：現行の税率区分を据置き 令和6年1月～令和7年3月末：1段階目の引上げ（①） 令和7年4月～：2段階目の引上げ（②）</p> <p>（注）次の税率区分の見直しは3年後（令和8年度）とする。</p> <p>◎グリーン化特例〔令和5年4月1日施行〕</p> <p>○電気自動車等を取得した場合における現行の軽減措置（翌年度の種別割▲75%軽減）等について、適用期限を3年延長する。</p> <p>◎燃費・排ガス不正行為への対応〔令和6年1月1日施行〕</p> <p>○不正により生じた納付不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、税制上の再発抑止策を強化するため、納付不足額を徴収する際に加算する割合（現行：10%）を35%に引き上げる。</p> <p>2. 納税環境整備</p> <p>◎固定資産税及び不動産取得税における質問検査権の対象の明確化〔令和6年4月1日施行〕</p> <p>○固定資産税及び不動産取得税に係る質問検査権について、家屋の評価に必要な図面等を、納税義務者に加え、当該家屋の施工業者等からも入手することができることを法令上明確化する。</p> <p>◎ふるさと納税における前指定対象期間に係る基準不適合等への対応〔令和5年4月1日施行〕</p> <p>○ふるさと納税の地方公共団体の指定の取消しについて、前の指定対象期間における基準不適合等の事案に対応できるよう、2年前にまで遡って取消事由とすることを可能とする。</p> <p>3. 主な税負担軽減措置〔原則：令和5年4月1日施行〕</p> <p>○中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る特例措置を創設（固定資産税）</p> <p>○長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置を創設（固定資産税）</p> <p>○バス事業者が路線の維持に取り組みつつEVバスを導入する場合における変電・充電設備等に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税、都市計画税）</p> <p>○先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置について、歩行者検知機能付き衝突被害軽減ブレーキを対象装置に追加した上、2年延長（自動車税環境性能割）</p> <p>4. 航空機燃料譲与税〔令和5年4月1日施行〕【航空機燃料譲与税法の改正】</p> <p>○航空機燃料税の軽減措置の税率見直し・延長に伴い、航空機燃料譲与税の譲与割合に係る特例措置について、地方への譲与分が維持されるよう譲与割合を見直した上、5年間延長する。</p>
--

（出所）総務省資料を一部省略

(3) 地方交付税法等の一部を改正する法律案

本法律案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、令和4年12月の地方財政対策決定を受けて、地方交付税の総額の特例等の措置を講ずるため提出されたものであり、その主な内容は、(1)地方交付税の総額の特例（①令和5年度分の通常収支に係る地方交付税の総額を18兆3,611億円とする、②交付税特別会計借入金の令和5年度の償還額を増額する）、(2)地方交付税の基準財政需要額の算定方法の改正（①地域デジタル社会推進費の期間を令和7年度まで延長、②令和5年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用の改正）、(3)震災復興特別交付税の確保（令和5年度分の震災復興特別交付税について新たに654億円を確保し、総額935億円とする）、(4)折半ルール⁷の3年間延長等である。（図表4）

図表4 地方交付税法等の一部を改正する法律案の概要

1. 地方交付税総額の確保と算定内容の改正（通常収支分）【地方交付税法、特別会計に関する法律、地方財政法】			
(1) 一般財源総額及び地方交付税総額の確保			
区分	令和5年度	令和4年度	増減額
一般財源（地方税＋地方交付税等）※	62兆1,635億円	62兆135億円	+1,500億円
うち地方交付税	18兆3,611億円	18兆538億円	+3,073億円
臨時財政対策債	9,946億円	1兆7,805億円	▲7,859億円

※水準超経費を除く交付団体ベース
 水準超経費を含めた一般財源総額は65兆535億円（令和4年度：63兆8,635億円、増減額：+1兆1,900億円）
 ○地方交付税総額について、前年度を0.3兆円上回る18.4兆円を確保するとともに、臨時財政対策債の発行を前年度から0.8兆円抑制
 ○交付税特別会計借入金について、令和5年度の償還額を0.8兆円増額して1.3兆円を償還
 ○地方交付税の国税減額補正精算について、0.5兆円を前倒し
 ○財源不足額を国と地方が折半して補填するルールを令和7年度まで3年間延長
 ※令和5年度においては、折半対象財源不足は生じていない。

(2) 普通交付税の算定内容の改正
 ○地域社会のデジタル化の推進に要する経費を算定する「地域デジタル社会推進費」の期間を令和7年度まで3年間延長
 ○令和5年度の普通交付税の算定の基礎となる単位費用の額等を改正

2. 震災復興特別交付税の確保（東日本大震災分）【地方交付税法】
 復旧・復興事業の地方負担分、地方税の減収分等を措置するため、震災復興特別交付税を935億円確保
 ※ 令和5年度に確保する額 : 654億円
 令和4年度に確保した額のうち令和5年度活用分 : 281億円

施行期日 令和5年4月1日

(出所) 総務省資料を一部加工

⁷ 折半ルールとは、地方の財源不足額のうち、財源対策債の発行や国の一般会計加算（既往法定分）等を除いた残余の地方財源不足（折半対象財源不足）を国と地方が折半するものである。国は一般会計から交付税特別会計に臨時財政対策特例加算を行い、地方は臨時財政対策債を発行することにより補填することとされ、地方交付税法等に規定される。当初、平成13年度から15年度までの3年間の臨時措置として導入されたが、その後も基本的に3年ごとに更新され、令和4年度まで継続されてきた。

3. 主な国会論議

(1) 地方財政全般、地方交付税をめぐる議論

ア 地方財政計画全般

質疑 令和5年度地方財政計画は、地方交付税総額確保と臨時財政対策債発行抑制を希望する地方の声に応える結果になったか。

答弁 令和5年度地方財政計画においては、一般財源総額について、交付団体ベースで令和4年度を上回る62.2兆円を確保し、その中でも地方交付税総額について令和4年度を0.3兆円上回る18.4兆円を確保した。あわせて、臨時財政対策債の発行額を前年度から0.8兆円抑制した1.0兆円とし、残高を2.9兆円縮減するなど、財源確保と財政健全化のバランスの取れた内容とすることができた。地方六団体からも一定の評価をいただけたと考えている⁸。

質疑 地方交付税について総務省は前年度を0.3兆円上回る額を確保したというが、令和4年度2次補正予算の繰越額1.4兆円が含まれている。総額確保と言いつつ繰越金ありきとなっている状況について認識如何。

答弁 近年、地方財政に巨額の財源不足が生じており、年度途中で地方交付税が増加する場合は、当該年度に必要な財源を確保した上で、残余を翌年度の財源として繰り越すことを基本とし、令和4年度補正予算では1.4兆円を繰り越した。令和5年度地方財政計画では地方税や地方交付税法定率分が増加し、繰越金がある中で、地方の財源の確保と地方財政の健全化にバランス良く取り組むこととした。繰越金は必ず生ずるものではないため、今後ともその有無にかかわらず、自治体の安定的な財政運営に必要な財源確保に取り組むことが重要と考えている⁹。

イ 一般財源総額実質同水準ルール¹⁰

質疑 令和6年度までとなっている地方一般財源総額実質同水準ルール、特に交付団体ベースが重要であるが、これを今後も堅持、拡充していく決意も含め総務大臣の見解如何。

答弁 令和7年度以降の地方一般財源総額の在り方について議論される際には、地方自治体が予見可能性を持ちながら、必要な行政サービスを提供しつつ安定的な財政運営を行っていけるよう、必要な一般財源総額を確保すべく最大限の努力をしてまいる¹¹。

質疑 一般財源総額実質同水準ルールの下であっても、社会保障関係費の増加や重要課題への対応に必要な財源が確保されるのか。同ルールの下でどのような場合に前年度を上回る一般財源総額の増額が認められるのか。

答弁 ルールの趣旨は、地方の歳出水準について国と基調を合わせて歳出改革を行いつ

⁸ 第211回国会衆議院総務委員会議録第4号2頁（令5.2.16）

⁹ 第211回国会参議院本会議録第8号6～8頁（令5.3.10）

¹⁰ 地方の一般財源総額については、平成23年度以降、前年度を下回らないよう実質的に同水準を確保するとの枠組みの下で地方財政計画が策定されている。令和4年度から6年度までの3年間についても、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令3.6.18閣議決定）において、「地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされている。

¹¹ 第211回国会参議院総務委員会議録第4号3頁（令5.3.16）

つも、社会保障関係費、公債費の動向等、増減要素を総合的に勘案して、飽くまでも地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保していくという趣旨である。その年その年の歳出を見込んで必要な一般財源総額を確保するというスタンスで今後も臨んでいきたい¹²。

質疑 令和5年度の国の予算の一般歳出は72兆7,317億円で対前年度プラス7.95%となっている。国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、というのであれば、今回交付団体ベースで62.2兆円（プラス0.24%）というのは適切なのか。

答弁 国の一般歳出には、地方歳出と連動が小さい防衛関係費の増額等が含まれることなどを考慮する必要があると考えている。今後とも地方財政計画への適切な歳出の計上に努め、必要な一般財源総額を確保してまいりたい¹³。

ウ 地方交付税法定率の引上げ

質疑 国税収入が好調だというのに、法定率引上げが実現しなかったのはなぜか。

答弁 地方交付税の概算要求に当たっては、引き続き巨額の財源不足が生じることが見込まれたため、交付税率¹⁴の引上げについて事項要求を行った。その上で予算編成過程において財源不足の補填方法等について議論を行ったが、国、地方が共に厳しい財政状況にある中で交付税率の見直しには至らなかった。今後とも、交付税率の見直し等により地方交付税総額を安定的に確保できるよう粘り強く主張し、政府部内で十分に議論してまいりたい¹⁵。

エ 折半ルール

質疑 今回、折半ルールを令和7年度まで3年間延長することとしている。令和5年度においては折半対象財源不足は生じなかったのに、延長するのはなぜか。

答弁 令和5年度は折半対象財源不足は生じていないが、今後、当該財源不足が生じた場合に備え、これまでと同様の方法で財源不足を補填するルールを定めておくことは、地方財政の安定的な運営に資するものと考えている¹⁶。

質疑 国・地方間の税財源配分は6対4という実態にあるのに、なぜ国と地方が折半負担なのか。

答弁 財源不足の補填ルールとして、昭和50年代から国と地方が半分ずつ補填することを基本としてきた。この理由は、国・地方それぞれ厳しい財政状況の中で、地方財政の運営主体である地方と、法令で多くの行政分野で地方に支出を義務付けている国の両者がお互い責任を持って補填するのが筋であろうということ、また、国・地方を合わせた租税総額のうち、地方税、地方譲与税、地方交付税の法定分を勘案すると、税源の配分がおおむね1対1になっているということがあり、折半ルールということ

¹² 第211回国会参議院総務委員会会議録第6号6頁（令5.3.23）

¹³ 第211回国会衆議院予算委員会第二分科会議録（総務省所管）第1号44～45頁（令5.2.20）

¹⁴ 法定率と同義。地方交付税法第6条において、所得税収・法人税収の33.1%、酒税収の50%、消費税収の19.5%、地方法人税収の全額をもって交付税とする、とされている。

¹⁵ 第211回国会参議院総務委員会会議録第6号5～6頁（令5.3.23）

¹⁶ 第211回国会衆議院本会議録第6号6～8頁（令5.2.14）

これまでやってきている¹⁷。

オ 地方財政健全化

質疑 交付税特別会計借入金償還の前倒しや国税減額補正精算の前倒しのために充てる財源1.3兆円を活用し、令和5年度の臨時財政対策債の発行をゼロにするべきではないか。

答弁 交付税特別会計借入金の償還や交付税の国税減額補正精算は、将来の交付税総額を減少させるものであり、その前倒しを行うことは、財政の健全化を図るとともに将来の交付税を安定的に確保する観点から大変重要である。

そこで、令和5年度の地方財政計画では、地方税や交付税法定率分が増加し、繰越金がある中で、新型コロナウイルス感染症の影響により生じた交付税特別会計借入金の償還繰延べや国税減額補正精算の解消に取り組む一方、地方からの要望も踏まえ、臨時財政対策債の発行抑制に努めることとした。

こうした方針の下、前年度を上回る一般財源総額と交付税総額を確保した上で、臨時財政対策債の発行抑制、交付税特別会計借入金の償還前倒し、国税減額補正精算の前倒しといった地方財政の健全化にバランス良く取り組むこととしたもの。こうした対応については自治体から高い評価を頂戴したところである¹⁸。

質疑 交付税特別会計借入金の償還増額により、償還完了時期が令和36年度から1年前倒しになったと認識するが、今後、更なる前倒しも念頭に財源確保に努めるか。

答弁 交付税特別会計借入金の残高は令和4年度末で29.6兆円と見込まれており、地方財政の健全化の観点から、できる限り早期の償還に取り組む必要がある。そのため、令和5年度の地方財政計画では、0.8兆円の償還を前倒しし、全体で1.3兆円を償還することとした。今後とも、将来の安定的な交付税財源の確保の観点から、借入金の着実な償還に努めてまいる¹⁹。

カ 地域のデジタル化の推進

質疑 地域デジタル社会推進費の中のマイナンバー利活用特別分は、マイナンバーカード交付率が上位3分の1以上を基準に、交付率が高い市町村では割増し補正をかけることとしている。地方交付税を利用して自治体に圧力をかけ、強引に政策誘導する手法は地方交付税の精神に反するのではないか。

答弁 地方団体にはマイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための地域のデジタル化に係る財政需要が存在する。カード交付率の普通交付税の算定への反映は、こうした財政需要を的確に算定に反映するものである。したがって、地方団体の標準的な行政サービスを住民に提供するために必要な財源を保障するという地方交付税の役割に沿うものである²⁰。

質疑 岡山県備前市の件²¹は、国が行ってきたカード普及策が自治体にプレッシャーを

¹⁷ 第211回国会参議院総務委員会会議録第6号7～8頁（令5.3.23）

¹⁸ 第211回国会衆議院本会議録第6号2～4頁（令5.2.14）

¹⁹ 第211回国会衆議院本会議録第6号6～8頁（令5.2.14）

²⁰ 第211回国会衆議院本会議録第6号3～4頁（令5.2.14）

²¹ 岡山県備前市は、令和4年度から開始した小中学校給食無償化等について、令和5年度から「世帯員全員の

与えたことから出てきてしまったということは否めないのではないか。

答弁 マイナンバーカード交付率の普通交付税算定への反映は、自治体間の競争をあおる趣旨のものではない。総務省としては、カードの利便性の向上を図りつつ、普及促進に取り組んでいるところだが、自治体に対してカードを取得していない方に対する特定のサービスを停止するような要請をしたことはない。自治体独自の施策については、当該自治体において住民の意見や議会での議論も踏まえ、丁寧に検討の上、判断いただくとともに、説明責任を果たしていただきたい²²。

質疑 マイナンバーカード利活用特別分の交付税算定の仕組みは令和6年度以降も継続するのか。

答弁 令和6年度以降の扱いについては、カード交付率の状況、各自治体の財政需要の状況を勘案して検討してまいりたい²³。

キ 光熱費高騰への対応

質疑 自治体施設の光熱費高騰への対応として地方財政計画の一般行政経費を700億円増額しているが、算定の根拠如何。

答弁 自治体の光熱費の令和3年度決算額をベースとして、令和4年度の消費者物価指数の伸びや、令和5年4月の電力・ガス料金引上げ見込みを踏まえつつ、国による価格激変緩和対策事業の影響などを考慮した²⁴。

質疑 今後の状況によっては、更なる地方交付税の増額も検討すべき。

答弁 今後の物価高対策については、2月24日の物価・賃金・生活総合対策本部において、総理から、各閣僚においては最大限の緊張感を持って万全の対策を進めるよう指示があったところであり、関係省庁と連携して、政府全体として適切に対応してまいりたい²⁵。

ク 地域の脱炭素化の推進

質疑 地方自治体における地域の脱炭素化の推進に向けて、どのように取り組まれたか。

答弁 閣議決定された「GX実現に向けた基本方針」²⁶において、地方公共団体の役割が拡大したところ。そのため、地方公共団体が公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、新たに脱炭素化推進事業費を1,000億円計上し、脱炭素化事業債を創設した。充当率は90%とし、元利償還金については①再生可能エネルギー導入及び公共施設等のZEB化についてはその50%、②省エネルギー改修実施及びLED照明の導入については、財政力に応じてその30%~50%、③電動車の導入についてはその30%を地方交付税措置することとしている。事業期間は地球温暖化対策計画において地域脱炭素の集中期間とされている令和7年度までの3年間としている。

マイナンバーカード取得」を条件とする条例を可決（令和5年3月）したが、その後市長が方針撤回を発表した（同年4月）。

²² 第211回国会参議院総務委員会会議録第5号16~17頁（令5.3.17）

²³ 第211回国会参議院総務委員会会議録第6号9頁（令5.3.23）

²⁴ 第211回国会参議院本会議録第8号9~10頁（令5.3.10）

²⁵ 第211回国会参議院総務委員会会議録第4号13頁（令5.3.16）

²⁶ 令和5年2月10日閣議決定

地方公共団体においては、今回新たに講じた措置を活用して、脱炭素化の取組を率先的に行い、地域全体の脱炭素化を牽引していただくことを期待している²⁷。

ケ 震災復興特別交付税

質疑 被災地では第二期復興・創生期間終了後の令和8年度以降はどうか不安の声がある。長期的視点で震災復興特別交付税を確保していただきたい。

答弁 令和3年3月に閣議決定された東日本大震災からの復興の基本方針においては、原子力災害被災地域について、第二期復興・創生期間以降も引き続き国が前面に立って復興再生に取り組むこととされ、当面10年間、本格的な取組を行うこととされている。同基本方針では令和7年度に復興事業全体の在り方について見直しを行うこととされており、コロナ禍でも、震災復興特別交付税の在り方についても、関係省庁と連携しつつ、被災自治体が必要な復旧復興事業を確実に実施できるよう万全を期してまいりたい²⁸。

質疑 震災復興特別交付税の使途の透明性についての見解如何。

答弁 震災復興特別交付税は被災自治体を実施する復旧復興事業に係る地方負担額等に基づき交付するものである。算定対象事業は復旧復興に資する事業に限られている。各事業の具体的内容や効果の公表については、交付を受けた各自治体において適切に対応いただくべきものと考えている²⁹。

質疑 震災復興特別交付税の繰越しが常態化していることは疑問であり、計上額の適正化が必要だと考える。

答弁 被災自治体の要請を踏まえ国庫補助事業の繰越しの弾力化が図られており、これに伴って震災復興特別交付税の繰越しも生じている。昨今は労務単価の上昇の影響もあり入札不調が生じるなど、事業者決定に想定以上の時間が掛かるなどの事情もあったと伺う。この繰越額は翌年度の震災復興特別交付税の財源として活用することとしており、必ず被災地のために活用されることとなる。

総務省としては、毎年度、各省庁や被災自治体から翌年度の震災復興特別交付税の所要見込額を伺い、必要な予算額を確保している。また、被災県においては被災市町村の震災復興特別交付税に係る意見、要望を適時お伺いしていると承知している。引き続き被災自治体が必要な復旧復興事業を確実に実施できるよう、しっかりと対応してまいりたい³⁰。

(2) 地方税をめぐる議論

ア 車体課税

質疑 今回の税制改正における車体課税の改正内容及び考え方如何。

答弁 環境性能割の税率区分の見直しでは、現下の半導体不足等の状況を踏まえて、異

²⁷ 第211回国会衆議院総務委員会議録第4号4頁（令5.2.16）

²⁸ 第211回国会参議院総務委員会議録第4号12頁（令5.3.16）

²⁹ 第211回国会参議院総務委員会議録第5号29頁（令5.3.17）

³⁰ 第211回国会参議院予算委員会議録第7号20～21頁（令5.3.8）

例の措置として、現行の税率区分を令和5年12月まで据え置くとともに、2035年までに乗用車新車販売で電動車100%とする政府目標と整合させる観点などから、税率区分の基準を3年間で段階的に引き上げる。

種別割のグリーン化特例については、環境性能割の見直しと併せて、より環境性能の優れた自動車の普及を後押ししていく観点から、従前からの軽減措置などを基本的に維持しながら、その適用期限を3年延長する。

これらの見直しによって、政府の脱炭素に向けた環境政策を税制面からも後押しするとともに、地方の税財源も適切に確保したものと考えている³¹。

質疑 車体課税について中長期的視点に立った抜本的改革をどのように検討していくか。

答弁 与党税制改正大綱において、日本の自動車戦略やカーボンニュートラル目標の実現への貢献、インフラの維持管理等の必要性などを踏まえつつ、国、地方を通じた財源の安定的な確保を前提に、中長期的な視点に立って検討を行うとされている。

総務省としても、この方針を踏まえ、地方の税財源の適切な確保に留意しつつ、早い段階から幅広い関係者の意見を伺いながら検討を進めてまいり³²。

質疑 いわゆる走行距離課税やEVモーター出力課税については、脱炭素化に逆行する、車が必需品である地方のユーザーや物流事業者の負担が重くなるなど、経済への悪影響も含めて多くの問題があり、議論の俎上に載せるべきではない。

答弁 今後の自動車関係諸税の見直しについては、与党税制改正大綱において、利用に応じた負担の適正化などについては、電気自動車などの普及の観点などを踏まえつつ、具体的な制度の枠組みについて検討を進める、また自動車税については、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税の在り方について関係者の意見を聴取しつつ検討するとされたところであり、地方の声や物流など経済関係者の声も伺いながら、その方針に沿って検討を進めてまいり³³。

イ ふるさと納税

質疑 ふるさと納税については、①居住地における受益と負担の関係にそぐわない、②地域の特産物の適正価格破壊と地場産業の自治体依存、③税収の不安定さが住民サービス低下をもたらす危険性、④高所得者ほど大きい節税効果、⑤都市部自治体の財政への影響拡大等の課題が残されており、引き続き見直すべきと考える。

答弁 ふるさと納税については、令和元年度に対象自治体を国が指定する制度が導入され、各自治体においては法令に定められた基準の下で取組が進められている。今般、現行制度において、指定期間終了間際に不適合が発覚した場合などには、実務上、指定取消しが困難になっていることを踏まえ、より公平な制度とし、適正な運用を図る観点から、最大2年前までの基準不適合まで遡って取消事由とする改正を地方税法等改正案に盛り込んだ。

様々な指摘はあるが、指定制度の下で今後とも各自治体と納税者の皆様の理解をい

³¹ 第211回国会衆議院総務委員会議録第4号3頁（令5.2.16）

³² 第211回国会参議院総務委員会議録第5号21頁（令5.3.17）

³³ 第211回国会衆議院本会議録第6号11頁（令5.2.14）

ただきながら、ふるさと納税制度が本来の趣旨に沿って適正に運用されるよう取り組んでまいらる³⁴。

質疑 2年前までの基準不適合にまで遡って指定の取消事由とする規定の適用は抑制的に行うべきではないか。

答弁 改正後の規定は、施行日である令和5年4月1日以降の基準不適合について適用される旨の経過規定を置いており、施行日前の基準不適合は対象とはしていない³⁵。

質疑 ふるさと納税仲介サイトの高額な手数料については、何らかの対応を考えるべきではないか。

答弁 総務省はポータルサイト事業者に対し直接規制を行う立場にはない。その上で、令和3年に設立された一般社団法人ふるさと納税協会と定期的に意見交換を行い、申入れ等を行っている。一方、地方団体に対しては、募集経費5割以下基準を含む基準の遵守を求めている。今後とも地方団体には基準の遵守を求めるとともに、事業者に対しても対話や協力要請を行い、より制度趣旨に沿った適正な運用が行われるよう取り組んでまいりたい³⁶。

ウ 固定資産税に係る税負担軽減措置

質疑 中小企業に対する生産性向上、賃上げを目的とした固定資産税の軽減策の内容如何。

答弁 物価上昇等の現下の経済情勢を踏まえ、中小事業者等が取得した生産性向上や賃上げ促進に資する償却資産に係る固定資産税の特例措置を2年間の時限措置として創設することとした。

具体的には、中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する計画に基づいて、生産性向上に資する機械、装置等を取得した場合に、固定資産税を最初の3年間は2分の1とする措置を令和7年3月31日まで講ずる。

さらに、計画の内容に1.5%以上の賃上げを行う目標が含まれ、その計画に基づき賃上げ促進に資するような機械、装置等を取得した場合には、特例措置を深掘りして固定資産税を最大で最初の5年間は3分の1とする措置を講ずることとしている³⁷。

質疑 路線バス事業者のEVバス導入に係る固定資産税の特例措置の内容如何。

答弁 EVバスが導入される営業所の路線を引き続き運行することが道路運送高度化実施計画において担保された場合等に、充電設備等及びその用に供する土地に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を最初の5年間は3分の1とする措置を令和10年3月31日まで講ずる。こうした措置を通じて、地域公共交通を支えるバス事業者を支援してまいりたい³⁸。

³⁴ 第211回国会衆議院本会議録第6号2～4頁（令5.2.14）

³⁵ 第211回国会参議院総務委員会会議録第5号17頁（令5.3.17）

³⁶ 第211回国会衆議院予算委員会第二分科会議録（総務省所管）第1号47～48頁（令5.2.20）

なお、総務省は令和5年6月27日、ふるさと納税の指定基準に係る告示改正を行うとともに、同日及び7月21日、指定制度の運用についての通知（Q&A）を发出した。

³⁷ 第211回国会参議院総務委員会会議録第4号14頁（令5.3.16）

³⁸ 第211回国会参議院総務委員会会議録第4号14頁（令5.3.16）

質疑 固定資産税は市町村税収の4割を占める基幹税目であり、政策的措置と安定的な税収確保のバランスが重要となる。固定資産税の確保に向けた認識如何。

答弁 固定資産税は市町村の行政サービスを支える基幹税であり、特例措置の創設は政策目的など十分に勘案し、真に必要なものに限るべきと考える。他方で現下の物価上昇等の経済情勢や地域の公共交通の維持確保への対応は大きな政策課題であり、地域経済の活性化等の観点から市町村にとっても重要であるため、固定資産税の特例措置を創設することとした。

総務省としては、地方団体の安定的な税財源の確保が使命と考えており、今後も固定資産税が市町村の基幹税であることを踏まえ、特例措置は真に必要なものに限るなど、その安定的な確保に取り組んでまいりたい³⁹。

エ 森林環境譲与税⁴⁰

質疑 令和6年度に森林環境税の課税が始まり、森林環境譲与税も600億円に引き上げられる。市区町村別の譲与額について、人口を基準の一つとしているため、大都市への譲与額が目立つという問題がある⁴¹。よりニーズが高い自治体に多く配分し、森林整備を始めとする必要な施策の推進につながる方策を検討すべきだ。

答弁 森林環境税及び森林環境譲与税は、納税者の理解を得つつ、森林整備等に必要な財源を確保する観点から、国民の皆様にとくして負担を分かち合っていたくものとして創設された。与党税制改正大綱においては、「各地域における取組の進展状況や地方公共団体の意見を考慮しつつ、森林整備を始めとする必要な施策の推進につながる方策を検討する」とされたことを踏まえ、どのような方策が必要か丁寧に検討してまいる⁴²。

オ 法人事業税における外形標準課税⁴³

質疑 外形標準課税から逃れるために資本金を1億円以下に減資する法人があるとの報道もある。外形標準課税の課題と今後の検討方針如何。

答弁 地方財政審議会の検討会で分析した結果、外形標準課税の対象法人が、資本金1億円以下への減資を中心とした要因により、導入時に比べ約3分の2まで減少していること、持株会社化、分社化の際に外形標準課税の対象範囲が実質的に縮小する事例も生じていることなどが確認された。今般の与党税制改正大綱において、こうした状況は、企業の稼ぐ力を高める法人税改革の趣旨や、地方税収の安定化、税負担の公平性といった制度導入の趣旨を損なうおそれがあるとされたところ。同大綱において「外形標準課税の対象から外れている実質的に大規模な法人を対象に、制度的な見直しを

³⁹ 第211回国会参議院総務委員会会議録第4号15頁（令5.3.16）

⁴⁰ 森林環境譲与税の見直しは今回の地方税法等改正案の改正項目ではないが、令和5年度与党税制改正大綱において「森林整備をはじめとする必要な施策の推進につながる方策を検討する」とこととされ、また衆参の総務委員会の決議において譲与基準等の見直し等について言及されている。

⁴¹ 森林環境譲与税は市町村分・都道府県分ともに、10分の5相当額を私有林人工林の面積、10分の2相当額を林業就業者数、10分の3相当額を人口で按分して譲与するものとされている。

⁴² 第211回国会参議院本会議録第8号5～6頁（令5.3.10）

⁴³ 法人事業税における外形標準課税の見直しは今回の地方税法等改正案の改正項目ではないが、令和4年度及び令和5年度の与党税制改正大綱で見直しを検討する旨表明されている。

検討する」とされており、この方針に沿って対応策の具体化に向けた検討を進める⁴⁴。

力 税源の偏在是正⁴⁵

質疑 地方財政計画において不交付団体の水準超経費⁴⁶が3兆円近くまで膨れ上がったのは久しぶりではないか。大半を東京が占めるこの水準超経費は、地域間の財政力、経済力、施策実行力の格差の大きさを如実に表すものと思う。総務省としてもう一段の格差是正を図る必要がある。

答弁 地方法人課税は他の税目に比べ地域間の税源の偏在があることから、偏在是正の取組を進めてきたところ。もう一段の偏在是正については、平成31年度税制改正における特別法人事業税・譲与税制度の導入の経緯等も踏まえ、経済社会構造の変化を把握するとともに、地方税の偏在度合い、地域間の財政力格差の状況等について注視していく必要があると考えている。今後とも地方税の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組んでまいりたい⁴⁷。

4. 委員会決議

衆参の総務委員会では、地方税法等及び地方交付税法等の改正案を可決した後、地方税財政全般に関して委員会決議を行うことが近年の例となっている。参議院総務委員会では令和5年3月28日に両法案を可決した後、以下の決議を全会一致で行った⁴⁸。(図表5)

図表5 参議院総務委員会の決議

自立した安定的な財政運営を実現するための地方税財政制度の構築並びに東日本大震災及び新型コロナウイルス感染症等への対応に関する決議

(令和5年3月28日 参議院総務委員会)

地方公共団体が人口減少の下で疲弊する地域経済の現状を克服し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を創造するために、政府は、自立した安定的な財政運営が可能となる地方税財政システムを確立するとともに、防災・減災の推進、東日本大震災で被災した地方公共団体の復旧・復興事業の着実な実施、さらに新型コロナウイルス感染症等への対応のため、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一、地方公共団体が、人口減少の克服、地域経済の活性化、地域社会の維持・再生、デジタル化等の重要課題に取り組んでいくためには、地域の実情に応じた自主的かつ主体的な取組を長期間にわたって実施していく必要があることに鑑み、その実施に必要な歳出を継続的かつ安定的に地方財政計画に計上すること。

二、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額については、前年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、予見可能性を持って安定的に確保するとともに、社会保障関係費の自然増や感染症対策を始め地域の公衆衛生体制の確立など拡大する財政需要に合わせて充実させるように全力を尽くすこと。また、地方公共団体の人員の確保や専門性の向上に必要な国の予算の確保に万全を期すこと。

⁴⁴ 第211回国会衆議院総務委員会議録第4号3頁(令5.2.16)

⁴⁵ 税源の偏在是正は今回の地方税法等改正案の改正項目ではないが、累次の与党税制改正大綱で「税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系」の構築の必要性が指摘されている。

⁴⁶ 地方財政計画において、不交付団体の財源超過額に相当する額を歳出に計上するもの。

⁴⁷ 第211回国会参議院総務委員会議録第4号3頁(令5.3.16)

⁴⁸ 参議院ウェブサイト<https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/211/i064_032801.pdf>

衆議院総務委員会では令和5年2月28日に両法案を可決し、委員会決議を行った。

衆議院ウェブサイト<https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Ketsugi/soumu2C34F0E55E3C2F87492589D4000FA7A3.htm>

- 三、会計年度任用職員制度の運用に必要な経費については、引き続きその財源の確保に万全を期すこと。また、適正な任用・勤務条件の確保という制度導入の趣旨を十分に踏まえ、地方公共団体において適切な運用が図られるよう、実態を把握しつつ適切な助言を行うこと。
- 四、地方交付税の役割は、全ての地方公共団体が自立した安定的な財政運営を行うための財源調整機能と財源保障機能を果たすことである。この機能をより充実させるために、地方税等と併せ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税総額の充実確保を図るとともに、臨時財政対策債等の特例措置依存の現状を改め、法定率の引上げ等の制度の抜本的な見直しを含め、持続可能かつ安定的な制度実現に向け検討を進めること。
- 五、地域に必要な行政サービスの安定的な供給により住民生活の安心・安全を確保するため、普通交付税の基準財政需要額の算定に当たっては、条件不利地域や財政力の弱い地方公共団体に配慮するなど、地域の実情を十分に踏まえること。また、特別交付税については、算定方法の透明化の取組を一層推進し、あわせて、自然災害への対応、地域交通や地域医療の確保等の財政需要を的確に反映させるなど財源保障機能を強化すること。
- 六、地方交付税の原資となる税収の見積りに当たっては、特に減額による混乱を回避するため、正確を期すよう、万全の努力を払うこと。また、税収の見込額が減額される場合においては、地方公共団体の財政運営に支障が生じないように、国の責任において十分な補填措置を講ずること。
- 七、地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立し、安定的で充実した財源を確保できる地方税制の構築を図ること。また、減収が生ずる地方税制の見直しを行う場合には、代替の税源の確保等の措置を講ずるほか、税負担軽減措置等については、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう慎重に対処すること。とりわけ固定資産税は、市町村の基幹税目であることを踏まえ、納税者の税負担にも配慮しつつ安定的税収の確保に努めること。
- 八、ふるさと納税制度に関しては、応益性や負担分任性など地方税の性格に配慮し、制度の趣旨に沿った適切な運用に向けた取組を進めること。
- 九、森林環境税及び森林環境譲与税については、地方公共団体が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の取組状況や地方公共団体の意見を踏まえつつ、一層効果的に活用されるよう、各団体への支援を行うとともに、森林吸収源対策推進の重要性に鑑み、必要がある場合には、森林環境譲与税の使途や譲与基準を始め、所要の見直しを行うこと。
- 十、地方公共団体の債務残高が巨額に上っていることを踏まえ、臨時財政対策債を始め、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないよう、万全の財源措置を講ずること。また、引き続き、臨時財政対策債の発行の抑制や交付税特別会計借入金の着実な償還に努め、地方財政の健全化を進めること。
- 十一、地方債については、財政力の弱い市町村が円滑に資金を調達できるよう、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うこと。また、民間等資金について、引き続き資金調達手段の多様化に取り組むこと。
- 十二、地域医療構想及び公立病院経営強化の推進に当たっては、公立病院の病床削減・統廃合を前提とせず、地域の実情に即した地方公共団体の主体的な取組を十分に尊重するとともに、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、必要な財政措置を講ずること。
- 十三、光熱費を始めとする物価高騰に伴う地方公共団体の行政経費の増加については、各団体の財政運営に与える影響の把握に努め、必要がある場合には、迅速に追加的な財政措置を講ずること。
- 十四、マイナンバーカードの普及促進に当たっては、交付率によって、地方交付税が減額されるなどの不利益が生じることのないようにすること。また、マイナンバーカードの取得が任意であることを踏まえ、カードを取得していない住民が、必要な行政サービスを受けられなくなることをないようにすること。
- 十五、東日本大震災の被災地方公共団体に対しては、その復旧・復興事業の着実な実施を図るため、引き続き、所要の震災復興特別交付税額を確保する等万全の支援措置を講ずること。また、近年、住民生活の安全・安心を脅かす自然災害が多発している状況を踏まえ、防災・減災の推進及び被災地の復旧・復興のための十分な人的・財政的支援を行うこと。
- 十六、新型コロナウイルス感染症対策に関しては、地方公共団体が極めて重要な役割を果たしていることに

鑑み、感染症法上の位置付けの変更にかかわらず、引き続き国の責任において迅速かつ十分な財政支援を行うこと。

右決議する。

5. おわりに

総務省は8月31日、令和6年度予算概算要求に併せ、地方財政運営について同省が課題として捉えている事項を示す「令和6年度の地方財政の課題」を公表した⁴⁹。この中で、通常収支分については、①活力ある多様な地域社会の実現等の重要課題への対応、②地方の一般財源総額の確保等、③地域DXの推進と財政マネジメントの強化を、また、東日本大震災分については、東日本震災に係る地方の復旧・復興事業等の事業費及び財源の確実な確保を挙げている。特に②の中で、「こども未来戦略方針」⁵⁰等を踏まえ、地方財源を適切に確保」としており、同方針中の、国と地方で予算規模3兆円半ばとされる「こども・子育て支援加速化プラン」のための安定的な地方財源をどう確保するかが注目される。

また「地方財政の課題」とともに公表された「令和6年度地方財政収支の仮試算（概算要求時）」⁵¹によると、歳入・歳出規模は92.9兆円となり、歳入のうち地方税・譲与税は対前年度比0.7兆円増で過去最高の46.2兆円、地方交付税は0.2兆円増の18.6兆円（地方団体への交付ベース）と見積もる一方、臨時財政対策債は0.3兆円減の0.7兆円と、平成13年度の臨時財政対策債導入以後の最少額となること、令和4、5年度に引き続き折半対象財源不足は生じないことを見込んでいる。また、一般財源は65.7兆円、水準超経費を除く交付団体ベースで62.8兆円と、いずれも過去最高となると見込んでいる。

地方財政は、足元では税収の回復に伴い、折半対象財源不足が発生しない状況が続いているが、引き続き巨額の財源不足（上記「仮試算」では令和6年度は1.8兆円）が発生し⁵²、また多額の臨時財政対策債残高や交付税特別会計の借入金残高を抱えている状況にある。近時の物価・賃金の上昇や、「経済財政運営と改革の基本方針2023」⁵³が「新型コロナウイルス感染症の感染症法における位置付けの変更を踏まえて、地方財政の歳出構造について平時に戻す」としたこと等を踏まえつつ、今後、年末の地方財政対策に向けて、地方交付税を始めとした一般財源総額の確保、臨時財政対策債の発行抑制、地方債務残高の縮減、さらに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けた検討が引き続き進められることとなろう。

（さとう けんすけ）

⁴⁹ 総務省ウェブサイト<https://www.soumu.go.jp/main_content/000898640.pdf>

⁵⁰ 令和5年6月13日閣議決定

⁵¹ 平成16年度の地方財政対策において、地方交付税と臨時財政対策債の合計額が前年度比12%減と大幅に削減された（いわゆる地方財政ショック）ことから、地方団体からの要望も踏まえ、地方財政収支に係る予見可能性を高めるため、平成17年度予算概算要求時から概算要求段階で示し得る地方財政収支の仮試算が公表されるようになった。

⁵² このことを踏まえ、総務省は概算要求で地方交付税法第6条の3第2項に基づく交付税率の引上げについて事項要求を行っている。

⁵³ 令和5年6月16日閣議決定